

すこやか家族の

令和5年度

# 介護保険ガイド



こちらから介護保険ガイドをダウンロードできます。

## もくじ

- 介護保険制度のしくみ ..... 2
- 利用できるサービス ..... 22
- 介護保険料について ..... 4
- その他の介護予防・生活支援サービス ..... 32
- サービスを利用するには ..... 8
- 高齢者あんしんセンターのご案内 ..... 38
- 利用者負担について ..... 16

2024年市制施行100周年



市制施行100周年記念ロゴマーク

SDGs 未来都市 郡山市



# 介護保険制度のしくみ

## 介護を社会全体で支え合う制度です

みなさんがいつまでも住み慣れたまちで安心して暮らせるためのしくみ。それが、市区町村が運営する介護保険です。40歳以上のみなさんが加入者(被保険者)となって保険料を出し合い、必要に応じて介護サービスが利用できる制度です。

### 加入する方

40歳以上の方は、お住まいの市区町村が運営する介護保険の加入者となります。年齢ごとに、65歳以上の方は第1号被保険者、40歳から64歳までの方は第2号被保険者となります。

#### 65歳以上の方



第1号被保険者

#### 40歳から64歳までの方



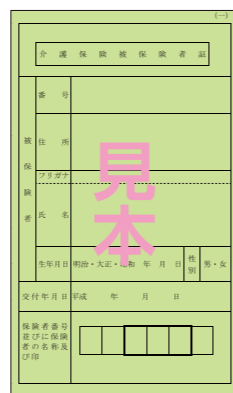
第2号被保険者

## 介護保険証と介護保険負担割合証

### 介護保険証

介護保険の保険証(介護保険被保険者証)は、被保険者1人につき1枚交付されます。介護サービスを利用するときや、ケアプランの作成を依頼するときに必要なので、大切に保管してください。

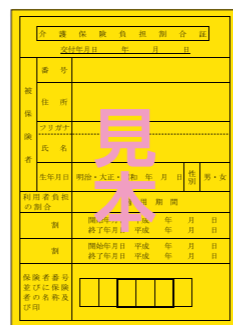
- 65歳以上の方  
65歳に到達する月にすべての方に交付されます。
- 40歳から64歳までの方  
要支援・要介護と認定された方に交付されます。



見本

### 介護保険負担割合証

介護保険負担割合証には、介護サービスを利用したときに支払う利用者負担の割合が記載されています。介護保険で、要支援・要介護またはサービス事業対象者と認定された方に交付されますので、サービスを利用するときには、保険証と一緒に提示してください。



見本

## 加入者のみなさん(被保険者)

### 65歳以上の方 (第1号被保険者)

#### サービスを利用できる方

市区町村に「介護が必要」と認定された方



※介護が必要になった原因が、どんな病気やけがかは問われません

### 40歳から64歳までの方 (第2号被保険者)

#### サービスを利用できる方

老化が原因とされる**特定疾病\***が原因で、介護が必要であると認定された方



※特定疾病以外の原因の場合は、介護保険の対象にはなりません

### \*特定疾病は以下の16種類が定められています。(外傷性のものを除く)

- 筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症 ●初老期における認知症 ●脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患
- パーキンソン病関連疾患 ●閉塞性動脈硬化症 ●関節リウマチ ●慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 ●がん(回復の見込みがない状態)

要介護認定の申請  
保険料の納付

被保険者証の交付  
要介護認定  
負担割合証の交付

一定以上所得者は  
2割、  
特に所得の高い方は  
3割

利用者負担の  
支払い(原則1割)

介護サービスの  
提供

## 市区町村(保険者)

- \*介護保険制度を運営します。
- \*保険料を徴収し、被保険者証を交付します。
- \*要介護認定を行います。
- \*介護予防・相談などのための「地域支援事業」を実施します。



### 高齢者あんしんセンター

- \*総合相談支援業務
- \*介護予防ケアマネジメント
- \*権利擁護業務
- \*ケアマネジャーの指導・支援など

介護報酬の請求

介護報酬の支払い

## サービス事業者

- \*行政の指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などの団体。
- \*在宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスなどを提供します。
- \*事業者の指定は6年ごとの更新制です。



# 介護保険料について

みんなで制度を支え合う、大切な財源です

## 65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

郡山市の介護保険の運営にかかる費用の総額(利用者負担分を除く)のうち、第1号被保険者の負担する割合(介護保険給付費総額の23%になります)に応じて基準額が決まります。

第八次介護保険事業計画期間(令和3年度から令和5年度)の保険料は下記のとおりです。

### 決め方

基準額をもとに算出します。所得の低い方に負担がかかり過ぎないように、所得に応じて保険料が決まります。保険料は3年ごとに見直されるようになっています。

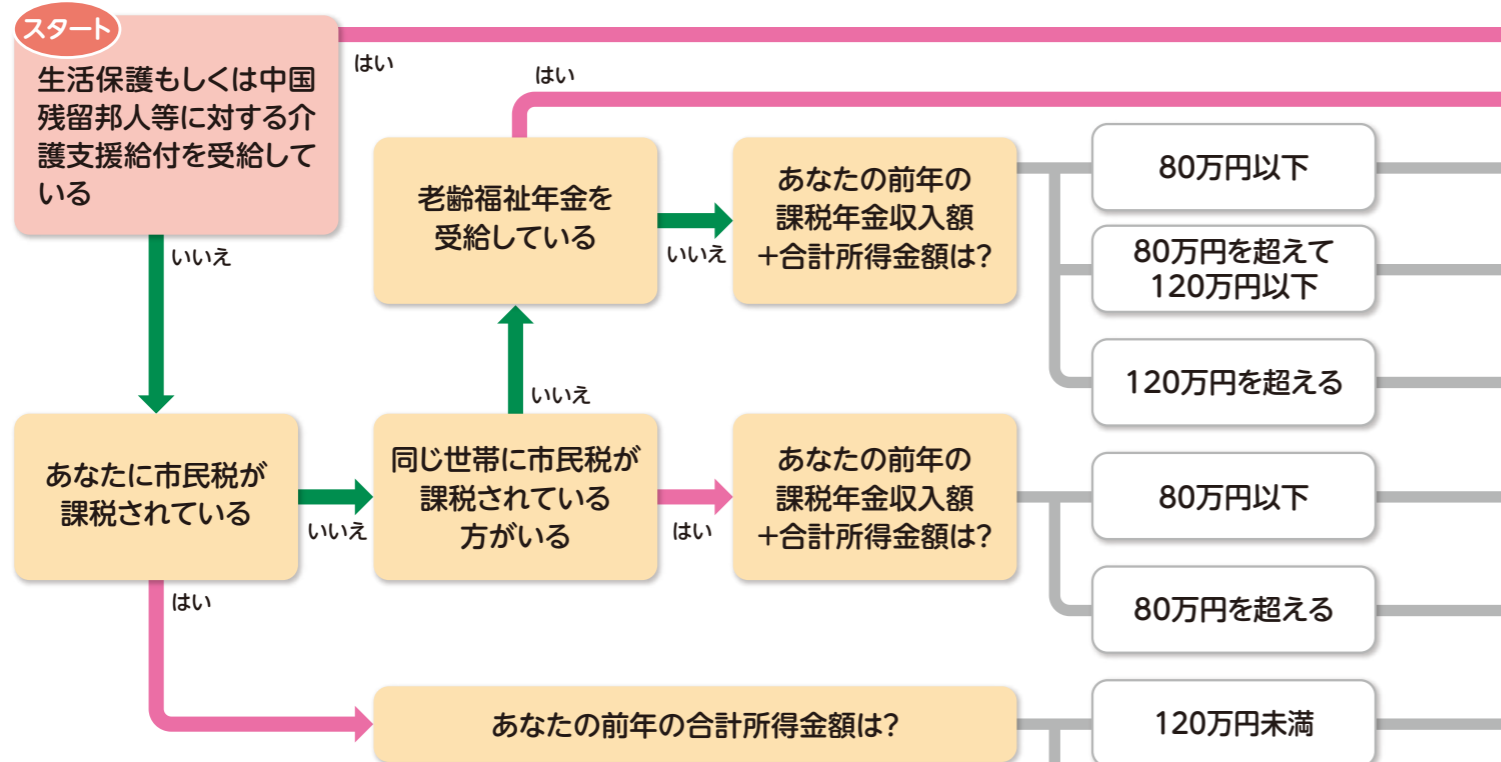


保険料基準額  
(年額)

郡山市の介護保険にかかる費用のうち  
第1号被保険者負担分

郡山市の第1号被保険者数

### 《あなたの介護保険料をチェックしてみましょう》



- 世帯については、原則として4月1日時点での住民票の世帯となります。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や年齢到達で第1号被保険者になった場合、その年度はそれぞれ、転入日・到達日現在の世帯となります。
- 「課税年金収入額」とは、公的年金等(障害年金や遺族年金等の非課税年金は除く)の受給額となります。
- 「合計所得金額」とは、年金・給与等の収入から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、所得控除(扶養控除や社会保険料控除等)や損失の繰越控除をする前の金額となります。ただし、給与所得または公的年金などに係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額または年金所得などに係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額となります。また、土地売却等に係る特別控除がある場合は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した後の金額となります。

※第1段階から第5段階の「合計所得金額」は、年金収入に係る所得を除いた金額となります。  
※「合計所得金額」が0円を下回る場合には0円とみなします。

段階	対象となる方	年間保険料	
第1段階 (基準額×0.3)	生活保護もしくは中国残留邦人等に対する介護支援給付を受給している方	年額 20,070円 (月額1,673円)	
	本人が市民税非課税 同じ世帯にいる全員が、市民税非課税		老齢福祉年金受給の方
			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が
第2段階 (基準額×0.5)	80万円以下の方	年額 33,440円 (月額2,787円)	
第3段階 (基準額×0.7)	80万円を超えて120万円以下の方		
第4段階 (基準額×0.85)	120万円を超える方		
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税 同じ世帯に、市民税課税の方がいる	80万円以下の方	年額 56,840円 (月額4,737円)
		80万円を超える方	
第6段階 (基準額×1.2)	本人が市民税課税 本人の前年の合計所得額が	120万円未満の方	年額 80,250円 (月額6,688円)
第7段階 (基準額×1.3)		120万円以上210万円未満の方	年額 86,940円 (月額7,245円)
第8段階 (基準額×1.5)		210万円以上320万円未満の方	年額 100,310円 (月額8,359円)
第9段階 (基準額×1.7)		320万円以上440万円未満の方	年額 113,680円 (月額9,473円)
第10段階 (基準額×1.9)		440万円以上の方	年額 127,060円 (月額10,588円)

※第1段階から第3段階の方の保険料については、公費を投入して本来の負担割合から軽減しています。

## 65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

**納め方** 納め方は受給している年金の額によって、2通りに分かります。法令に定められており、本人が選択することはできません。

### 《特別徴収》

年金が**年額18万円以上の方** → 年金から差し引かれます

年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。原則として、4・6・8月は前年度2月分と同じ保険料が差し引かれます(仮徴収)。

10・12・2月は、前年の所得などをもとに算出された保険料から、仮徴収分を除いた額を振り分けて納めます(本徴収)。

「特別徴収」の方でも、一時的に「普通徴収」となり、納付書で納めていただく場合があります。

- 年度途中で65歳になって間もない方
- 年度途中で他の市区町村から転入して間もない方
- 保険料が減額となった方
- 年金が一時差し止めとなった方 など

原則、特別徴収対象となった月の半年～1年後から差し引かれますので、それまでは納付書で納めていただきます。

- 年度途中で保険料が増額になった方

増額分を納付書で納めていただきます。

### 《普通徴収》

年金が**年額18万円未満の方** → 納付書で各自納めていただきます

送付される納入通知書の納期にしたがって、郡山市に個別に介護保険料を納めていただきます。金融機関やコンビニエンスストアでの納付のほか、スマートフォンアプリやクレジットカードなどでの納付もできます。

納め忘れのない口座振替が便利で確実です。

以下をご持参の上、納入通知書に記載の金融機関の窓口でお申し込みください。

- 納入通知書
- 預貯金通帳
- 通帳の届け出印

※お申し込みから開始まで40日程度かかります。



介護保険料は社会保険料控除の対象になります。  
必要な方は、以下の書類を申告資料としてご利用ください。

- 特別徴収(年金天引)の方 … 1月中に年金保険者から送付される「源泉徴収票」
- 普通徴収(納付書)の方 …… 納付した際に発行された「領収書」
- 普通徴収(口座振替)の方 … 1月下旬に郡山市から送付される「納付額通知書」

※通知等をなくされた場合は、介護保険課で「介護保険料納付証明書」を発行します。

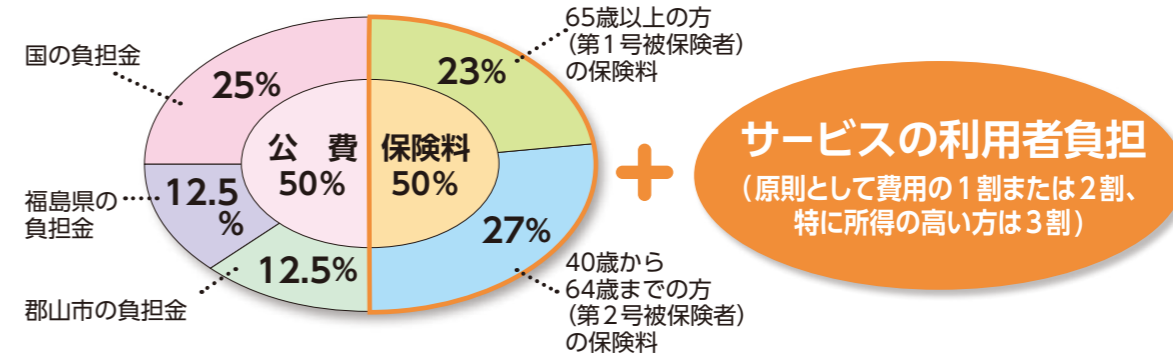
## 40歳から64歳までの方(第2号被保険者)の保険料

医療保険	決め方	納め方
国民健康保険に加入している方	郡山市の国民健康保険税の算定方法と同じく、世帯ごとに決まります。	国民健康保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。
職場の医療保険に加入している方	加入している医療保険の算定方法にもとづいて決まります。	医療保険分と介護保険分を合わせて、給与及び賞与から差し引かれます。

※詳しくは加入している医療保険者にお問い合わせください。

## 介護保険の財源

保険料は私たちのまちの介護保険を運営していく大切な財源です。下のグラフのように、40歳以上の方が納める保険料と、国や福島県・郡山市の負担金、そして利用者負担からなっています。これらの貴重な財源は、みなさんが受ける介護サービスに対する保険給付費にあてられます。



## 保険料を納めないでいると…

保険料を滞納すると、延滞金が発生するほか、滞納処分(財産の差押など)を受ける場合があります。納期限までに保険料の納付が困難な場合には早めにご相談ください。

なお、滞納していた期間に応じて次のような措置が取られます。

### 1年以上滞納すると…

- 費用の全額を利用者がいったん自己負担し、その後、利用者からの申請により保険給付分(費用の9割～7割)が支払われます。
- [被保険者証に記載されます]



### 1年6か月以上滞納すると…

- 費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。



### 2年以上滞納すると…

自己負担の割合が1・2割の方は3割に、3割の方は4割に引き上げられたり、高額介護サービス費(17ページ参照)が受けられなくなります。  
[被保険者証に記載されます]



## 保険料の減免について

第1号被保険者の保険料については、次のような場合には減免制度があります。詳しい要件や申請方法などは介護保険課にお問い合わせください。

- 保険料の所得段階が第2段階または3段階の場合で生活困窮のため保険料を納めるのが困難なとき
- 在監(刑務所などに入所)期間があるとき
- 居住する家屋などが災害にあった場合や、特別な事情で一時的に収入が減少し保険料を納めるのが困難なとき

# サービスを利用するには

## 介護(介護予防)サービス利用までの流れ

介護(介護予防)が必要になった方は、市に申請し、「介護や支援が必要な状態である」という認定を受ける必要があります。「介護が必要な状態かどうか」「どのくらいの介護が必要であるか」といった認定結果は、訪問調査や審査・判定などを経て、申請から原則30日以内に通知されます。

### 申請をする

(10ページ参照)

本人または家族等により、介護保険担当窓口にて「要介護認定」の申請をします。



### 要介護認定の流れ

(11ページ参照)

心身の状態などを調べます

#### 訪問調査

市の職員等が、心身の状況を調べるため、本人や家族などにお話をうかがいに訪問します。

#### 主治医の意見書

申請時に記入された主治医に、意見書の作成・提出を依頼します。

判定・審査・認定を行います

#### コンピュータ判定(一次判定)

聞き取ったデータを入力して行います。

#### 介護認定審査会(二次判定)

訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会が審査・判定します。

### 認定

(12ページ参照)

審査結果に基づき、介護が必要な度合い(要介護状態区分)を市が認定します。

要介護 5
要介護 4
要介護 3
要介護 2
要介護 1
要支援 2
要支援 1
非該当(自立)

### 認定結果を通知します

(12ページ参照)

認定結果は、原則として申請から30日以内に、市から通知されます。30日を超える場合は、理由を添えて延期通知書を送付します。



### ケアプランを作る(介護サービス計画)

(14・15ページ参照)

サービス事業者や高齢者あんしんセンターへ依頼して、本人や家族の意見をふまえたケアプランを作ります。



### 利用可能なサービスを選ぶ

**要介護1~5の方** (22ページ参照)

在宅や施設での「介護サービス」を利用できます。

**要支援1・2の方** (22・30ページ参照)

身体機能を維持・改善するための「介護予防サービス」や「総合事業」を利用できます。

**非該当(自立)の方** (30ページ参照)

基本のチェックリストにより、機能低下が見られる方は「総合事業」を利用できます。

### 更新

(13ページ参照)

要介護認定には、有効期間があります。サービスの利用を継続したい場合は、有効期間が終了する前に、更新または変更の申請が必要です。

●介護の必要の程度に**変化がない場合**

→更新の申請をします

●介護の必要の程度に**変化があった場合**

→認定の変更を申請します

※認定の有効期間は原則6か月(更新の場合は12か月)となります。

### サービスを利用する

(16ページ参照)

ケアプラン(介護[介護予防]サービス計画)に基づいてサービスを利用します。利用に際しては、原則として費用の1割(または2割、特に所得の高い方は3割)が自己負担となります。



# ① 要介護認定の申請

## 介護が必要になったら、まず「申請」をします

介護サービスを利用するためには、「要介護認定」の申請が必要です。まずは市の要介護認定申請窓口（介護保険課、各行政センター・連絡所、市民サービスセンター、緑ヶ丘市民サービスセンター）で申請の手続きをしてください。本人または家族が申請する以外に、**成年後見人等、高齢者あんしんセンター\***や**居宅介護支援事業者、介護保険施設**などに代行してもらうこともできます。

\*高齢者あんしんセンターについては38ページを参照ください。

サービスを利用するには

① 要介護認定の申請

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書（申請窓口にあります）
- 介護保険被保険者証  
※65歳以上の方は必要となります。
- 健康保険被保険者証
- 主治医の意見書  
※作成済の場合、一緒に提出してください。



**Q** 申請後、認定結果が通知されるまでの間でも介護サービスを利用できますか？

**A** はい。申請後、認定結果が通知されるまでの間でも、「暫定ケアプラン」を作成することで、原則1割（または2割、特に所得の高い方は3割）の利用者負担で介護サービスを利用できます。ただし、認定の結果「非該当（自立）」となった場合は、全額自己負担となります。



### 用語解説

#### 【居宅介護支援事業者】

都道府県の登録を受けたケアマネジャー（介護支援専門員）がいる機関・団体です。利用者みなさんとサービス事業者との連絡・調整などを行い、要介護認定申請の代行や介護サービス計画の作成を依頼するときの窓口となります。

#### 【ケアマネジャー】

みなさんが介護サービスを利用する際、心身の状態に合った「適切なサービス」を利用するための介護サービス計画（ケアプラン）を作成する「幅広い介護の知識を持った専門家」です。サービス事業者への連絡・手配のほか、介護を必要とする本人や家族の相談に応じたり、アドバイスもしてくれます。

# ② 訪問調査と審査・判定

## 介護の必要度を調査し、審査・判定します

### 訪問調査

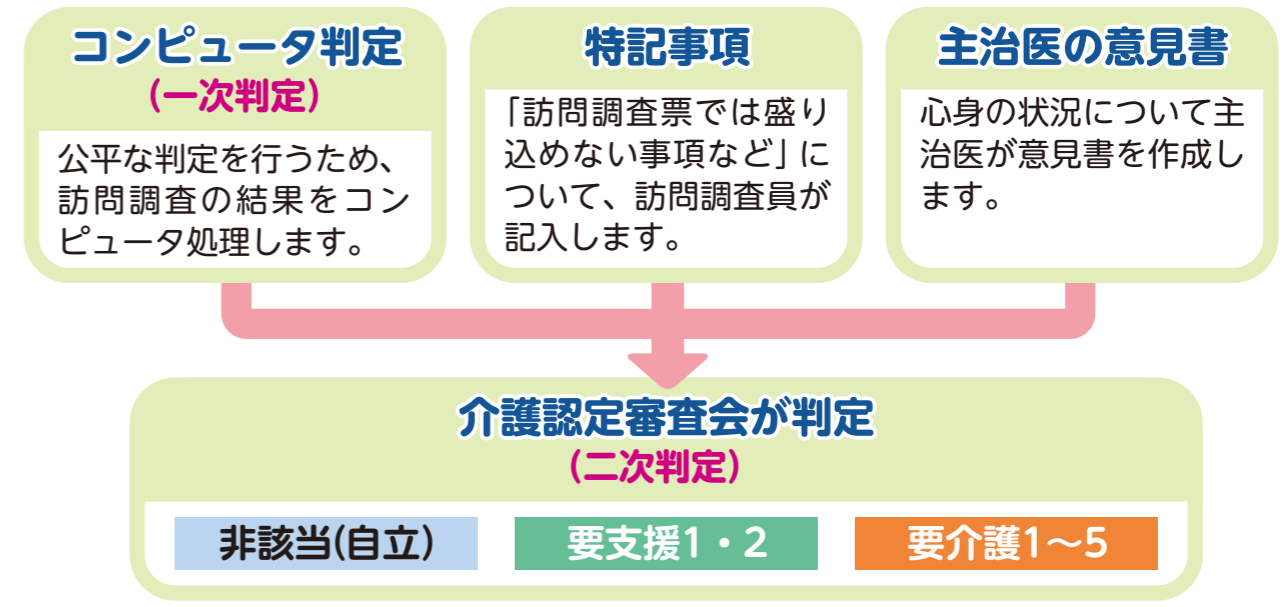
市の職員や市から委託された事業所等の調査員がご自宅を訪問し、本人や家族から、心身の状況について「聞き取り調査」を行います。全国共通の調査票を用いて、概況調査、基本調査、特記事項の記入により行われます。

調査票の結果はコンピュータで処理され、「どれくらいの介護サービスが必要か」の指標となる「要介護状態区分」が示されます。

基本調査項目			
<input type="checkbox"/> 麻痺（まひ）等	<input type="checkbox"/> 片足での立位	<input type="checkbox"/> 排尿・排便	<input type="checkbox"/> 金銭の管理
<input type="checkbox"/> 拘縮（関節の動く範囲の制限）	<input type="checkbox"/> 洗身・つめ切り	<input type="checkbox"/> 口腔清潔・洗顔・整髪	<input type="checkbox"/> 日常の意思決定
<input type="checkbox"/> 寝返り	<input type="checkbox"/> 視力	<input type="checkbox"/> 衣服着脱	<input type="checkbox"/> 集団への不適応
<input type="checkbox"/> 起き上がり	<input type="checkbox"/> 聴力	<input type="checkbox"/> 外出頻度	<input type="checkbox"/> 買い物
<input type="checkbox"/> 座位保持	<input type="checkbox"/> 移乗（いす等へ乗り移り）	<input type="checkbox"/> 意思の伝達	<input type="checkbox"/> 簡単な調理
<input type="checkbox"/> 両足での立位保持	<input type="checkbox"/> 移動	<input type="checkbox"/> 記憶・理解	<input type="checkbox"/> 過去14日間に受けた医療
<input type="checkbox"/> 歩行	<input type="checkbox"/> えん下（食物の飲み込み）	<input type="checkbox"/> 精神・行動障害	<input type="checkbox"/> 日常生活自立度
<input type="checkbox"/> 立ち上がり	<input type="checkbox"/> 食事摂取	<input type="checkbox"/> 薬の内服	

### 審査・判定

コンピュータ判定の結果と、訪問調査による特記事項や主治医の意見書をもとに、「**介護認定審査会**」で審査を行い、「どれくらいの介護が必要か（要介護状態区分）」を判定します。



サービスを利用するには

② 訪問調査と審査・判定

### ③ 認定結果の通知

#### 必要な介護の度合いが認定され、市から通知されます

介護認定審査会の審査結果に基づき、介護が必要な「要介護1～5」、介護予防が必要な「要支援1・2」、介護保険の対象とならない「非該当(自立)」の区分に分けて認定が行われ、要介護状態区分や認定の有効期間などが記載された**認定結果通知書**と**被保険者証**が届きます。



要介護状態区分	受けられるサービス	サービスの内容	参照
<b>要介護1</b> <b>要介護2</b> <b>要介護3</b> <b>要介護4</b> <b>要介護5</b>	<b>介護保険の 介護サービス (介護給付)</b>	介護の必要性が高い方を対象に、住み慣れたまちや家で自立した生活が送れるよう支援するため、状態の改善・悪化防止を目的に提供するサービスです。	手続きは ⑭ページへ  サービスは ⑳ページへ
<b>要支援1</b> <b>要支援2</b>	<b>介護保険の 介護予防 サービス (予防給付)</b>  <b>市が行う 総合事業</b>	要介護状態が軽く、心身機能が改善する可能性が高い方などに提供するサービスです。	手続きは ⑭ページへ  サービスは ㉒・㉓ページへ
<b>非該当(自立)</b>	<b>市が行う 総合事業</b>	介護(介護予防)給付の対象者にはありませんが、生活機能の低下している方や、将来的に介護が必要となる可能性が高い方が市の事業を受けられます。	手続きは ⑭ページへ  サービスは ㉓ページへ

### 要介護認定の更新手続きについて

初回認定の有効期間は、原則、申請日から**6か月**となります。

※月途中の申請の場合、その月の月末までの期間プラス6か月となります。

要介護認定には有効期間があります。状態に応じて3か月～48か月と異なりますが、**初回認定後の有効期間は原則6か月**です。介護サービスを引き続き利用したい場合は、有効期間満了日の60日前から満了日までの間に、介護保険担当窓口で更新の手続きをしてください。更新の申請をすると、あらかじめ調査・審査、認定が行われます。**更新後の有効期間は、原則12か月**となります。

#### 例 初回認定の有効期間と更新の時期



**Q** 要介護認定後に引越した場合、再度、申請し直さなければなりませんか？

**A** いいえ、その必要はありません。引越し先でも、以前認定された要介護度に基づいたサービスが受けられます。転出の際、市の介護保険担当窓口(介護保険課、各行政センター)にて「**受給資格証明書**」を受け取り、転入後14日以内に、引越し先の市区町村の担当窓口へ提出してください。

**Q** 要介護認定の有効期間内に、心身の状態が変化した場合、どうなるのでしょうか？

**A** 有効期間内に心身の状態が変化し、認定された要介護状態区分に当てはまらなくなったときには、市の要介護認定申請窓口(介護保険課、各行政センター・連絡所、市民サービスセンター、緑ヶ丘市民サービスセンター)に区分の変更を申請してください。手続きの方法は、初回と同じです。

# ケアプラン作成からサービス利用まで

介護保険のサービスは、ケアプランに基づいて行われます。ケアプランは、利用者の希望をもとに「いつ」「どんなサービスを」「どれくらい」受けるかを定める介護サービス計画のことで、ケアマネジャー（10ページ参照）がその手助けをします。

## 用語解説

### 【高齢者あんしんセンター】

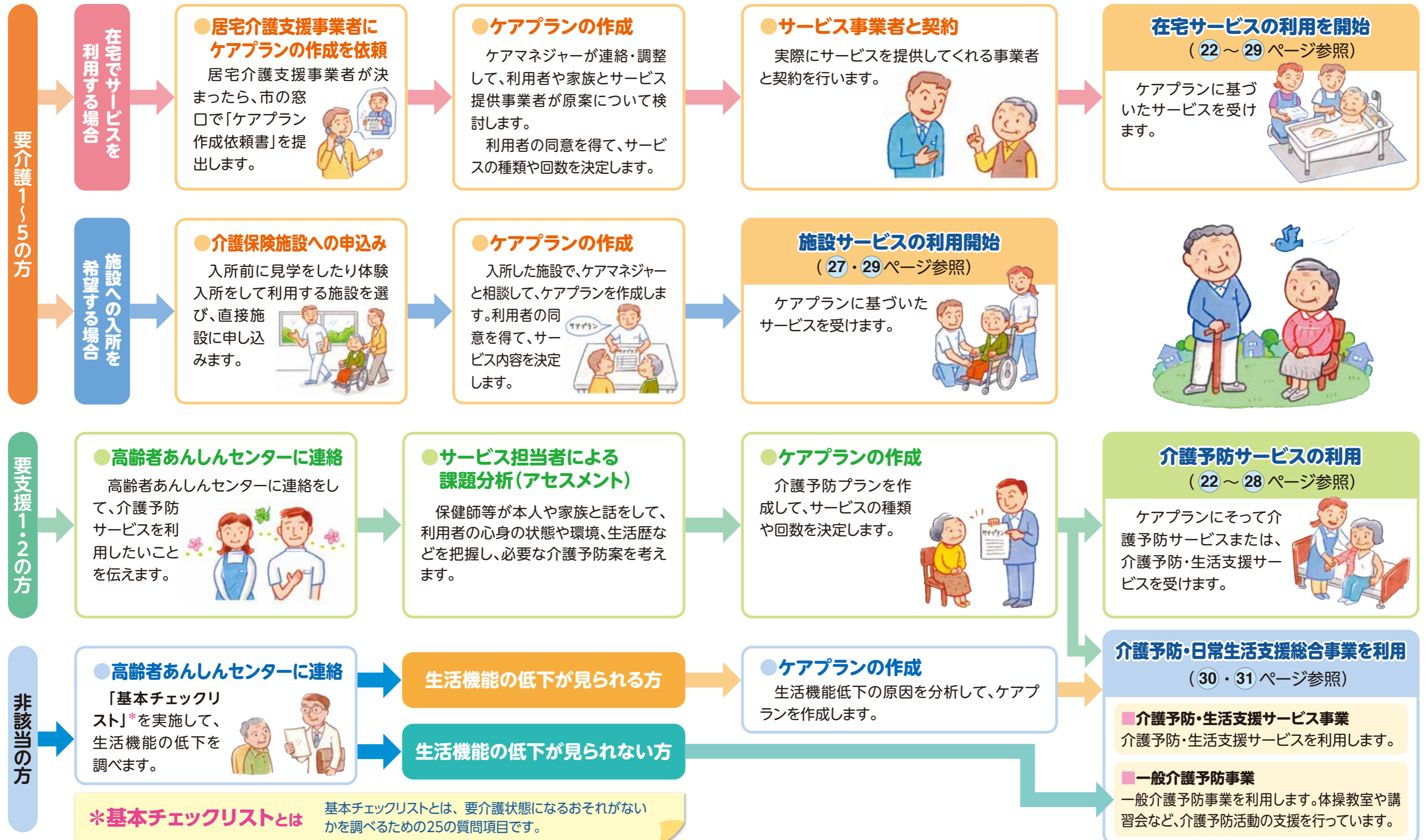
介護予防に関する業務を担っている市区町村に設けられた施設です。主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門家が在籍しており、介護に関する相談だけでなく、虐待防止や消費者トラブルなど、高齢者が抱えるさまざまな問題の相談も行っています。

サービスを利用するには

ケアプラン作成からサービス利用まで

サービスを利用するには

ケアプラン作成からサービス利用まで





# 利用者負担について

## 原則として費用の1割を負担します

ケアプランに基づいてサービスを利用するとき、みなさんがサービス事業者に支払うのは、**原則としてかかった費用の1割（一定以上所得者\*は2割または3割）**です。また、利用するサービスによっては、別に食費・居住費や日常生活費などが必要となる場合や、介護保険の対象とならないサービス費用もあります。

	所得要件	負担割合
*一定以上所得者	本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「課税年金収入+その他の合計所得金額」が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の方	2割
	本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「課税年金収入+その他の合計所得金額」が単身で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上の方	3割

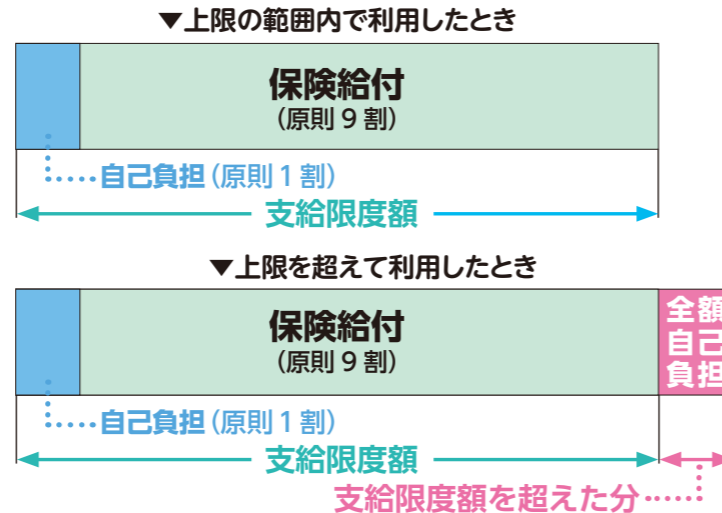
※市区町村から費用の負担割合を記載した「介護保険負担割合証」が交付されます。

## 在宅サービスの費用

介護保険の在宅サービスなどを利用する際には、要介護状態区別に、保険から給付されるサービス費用のひと月あたりの上限額（支給限度額）が決められています。上限の範囲内でサービスを利用する際の利用者負担は1割～3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額利用者の負担となります。

### 《おもな在宅サービスの支給限度標準額(1か月)》

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円



### ●支給限度額に含まれないサービス

- ◆特定福祉用具販売 ◆住宅改修費 ◆居宅療養管理指導
- ◆特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用を除く）
- ◆認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- ◆地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
- ◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※介護予防サービスについても同様です

## 1か月の自己負担が高額になったとき

同一月内に利用したサービスの「原則1割（または2割、特に所得の高い方は3割）の利用者負担の合計金額」が高額になり、一定額（上限額＝下表）を超えたときは、申請することで、超えた分が「高額介護サービス費」としてあとから支給されます。同じ世帯内に複数のサービス利用者がある場合には、世帯の合計額となります。

※市（介護保険課または行政センター）の窓口にて「高額介護（介護予防）サービス費支給申請書」を提出してください。

※以下の負担は、高額介護サービス費の対象には含まれません。

- ・福祉用具購入費、住宅改修費の1割（または2割、特に所得の高い方は3割）負担分
- ・施設サービス等での食費、居住費（滞在費）、日常生活費
- ・要介護度ごとに支給限度額を超えてサービスを利用したときの負担額



### 《自己負担の上限額(1か月)》

対象者	自己負担の上限額(世帯合計)
年収約1,160万円以上(65歳以上)の方がいる世帯の方	140,100円
年収約770万円以上約1,160万円未満(65歳以上)の方がいる世帯の方	93,000円
年収約383万円以上約770万円未満の方がいる世帯の方	44,400円
世帯の全員が住民税非課税の方	24,600円
合計所得金額と公的年金等収入金額の合計が80万円以下の方等	24,600円 (個人の場合は15,000円)
生活保護を受給している方等	15,000円

## 介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき

同じ世帯内で、医療保険と介護保険の両方を利用しているケースは少なくありません。医療保険には「高額療養費」、介護保険には「高額介護サービス費」という費用負担の軽減制度がありますが、両者を合わせると負担が高額になってしまうケースも多いため、「高額医療・高額介護合算制度」が設けられています。

医療保険と介護保険の自己負担を合算して年間の限度額（下表）を超えた場合には、申請して認められると「高額医療合算介護サービス費」として、超えた額があとから支給されます。

### 《自己負担限度額(年額:8月～翌年7月)》

区分	70歳未満の方	70歳以上の方
課税所得690万円以上	212万円	212万円
課税所得380万円以上	141万円	141万円
課税所得145万円以上	67万円	67万円
課税所得145万円未満※	60万円	56万円
市民税世帯非課税	34万円	31万円
市民税世帯非課税(所得が一定以下)		19万円

※旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

## 施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合、①サービス費用の1割～3割、②食費、③居住費(滞在費)、④日常生活費が、利用者の負担となります。

食費 = 食材料費 + 調理コストに相当する費用 ※栄養管理は保険給付対象

居住費 = 施設の利用代(減価償却費) + 電気、ガス、水道等の光熱水費に相当する費用

※食費・居住費の利用者負担は施設と利用者の契約により決まります。

対象施設およびサービス  
 ◆介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)の食費と居住費  
 ◆ショートステイの食費と滞在費

基準費用額(1日あたり)  
 食費 1,445円  
 居住費 ユニット型個室…2,006円 従来型個室…1,668円  
 ユニット型個室的多床室 ●介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,171円  
 ……1,668円 多床室…377円  
 ●介護老人福祉施設と短期入所生活介護は855円

※基準費用額とは施設における食費・居住費の平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が決める額です。

## 利用者負担の軽減について

### 自己負担限度額が設けられます

#### ★負担限度額認定とは

介護保険施設を利用する際の食費と居住費は、原則自己負担となりますが、低所得の方でも施設利用が困難とならないよう、所得に応じた負担限度額までを自己負担いただき、基準費用額との差額は「特定入所者介護サービス費」として介護保険から給付される制度(負担限度額認定)を指します。

この制度の適用を受けるためには、市に申請して「介護保険負担限度額」の認定を受ける必要があります。

#### ★対象施設及びサービス

- 介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)及び、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の食費と居住費
- ショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)の食費と滞在費

## 《負担限度額(日額)》

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設入所	ショートステイ
第1段階	820円	490円	320円 (490円)	0円	300円	300円
第2段階	820円	490円	420円 (490円)	370円	390円	600円
第3段階①	1,310円	1,310円	820円 (1,310円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	1,310円	1,310円	820円 (1,310円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人保健施設と介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は( )内の金額となります。

## 《該当要件》

利用者負担段階	該当要件 ※全ての段階で本人と配偶者及び世帯全員が住民税非課税であること
第1段階	・本人が生活保護受給者または老齢福祉年金の受給者であって、預貯金額等の合計が1,000万円以下(夫婦の場合は2,000万円以下)の方
第2段階	・本人の前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下であって、預貯金額等の合計が650万円以下(夫婦の場合は1,650万円以下)の方
第3段階①	・本人の前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下であって、預貯金額等の合計が550万円以下(夫婦の場合は1,550万円以下)の方
第3段階②	・本人の前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超であって、預貯金額等の合計が500万円以下(夫婦の場合は1,500万円以下)の方
非該当	・上記の要件を満たさない方

※第2号被保険者の方は、預貯金等の合計は1,000万円以下(夫婦は2,000万円以下)となります。

## ★判定基準の要点

(1) 世帯の全員（世帯分離している配偶者を含む）の市町村民税が非課税であること。

### (2) 預貯金等の勘案

本人と配偶者の預貯金等額が基準額を超える場合、負担軽減の対象外です。

### (3) 非課税年金の勘案

本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額に、非課税年金収入額を含めた額で、認定の可否及び段階を判定します。

## ★預貯金等の種類及び確認方法

項目	可否	確認方法
預貯金（普通・定期）	○	通帳の写し （インターネットバンキング：口座残高ページの写し）
有価証券 （株式・国債・地方債・社債など）	○	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しでも可）
金・銀（積立購入も含む）等、時価評価額が容易に把握できる貴金属	○	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しでも可）
投資信託	○	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しでも可）
タンス預金（現金）	○	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	○	借用証書など
生命保険	×	—
自動車	×	—
貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの）	×	—
その他高価な価値のもの （絵画・家財等）	×	—

※価格評価：原則として申請日の直近2か月前以内の写し等により行います。

※通帳の写しは、申請日から2か月以内の明細で、①銀行名・支店名・口座番号・名義人の分かる部分と、②最終の残高が分かる部分の写しを添付してください。

## ★預貯金の申告について

- 預貯金等については、負担限度額認定申請時に市へ申告することとなります。
- 市では必要に応じて銀行等に口座情報等の照会を行います。また、不正に負担軽減措置を受けたと認められた場合には、それまでに受けた負担軽減額に加え最大2倍の加算金（負担軽減額と併せて3倍の額）の納付を求められることがあります。

## ★市民税課税世帯における居住費及び食費の軽減について

一定の要件全てに該当する課税世帯の方は、市に申請することで第3段階②の負担軽減を受けることができます。（詳しくはお問合せください。）

### 【要件抜粋】

- ・ 属する世帯の構成員の数が2以上（施設入所により世帯が分かれた場合も、なお同一世帯とみなします。以下において同じ。）
- ・ 介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設に入所し、食費、居住費を負担
- ・ 世帯の現金、預貯金、有価証券等の合計額が450万円以下
- ・ 全ての世帯員及び配偶者に介護保険料の滞納がない

## 利用者負担の減免・軽減制度

次のような場合には、申請により利用者負担の減免が受けられる場合があります。

### ★災害や収入減少による減免

- (1) 震災、風水害、火災などの災害により、被保険者または同一世帯の生計中心者が所有する住宅や家財に著しい損害を受けた場合
- (2) 世帯の生計中心者の収入が著しく減少した場合

### ★社会福祉法人による利用者負担の軽減

#### (1) 対象者

- ① 市民税非課税世帯である高齢福祉年金受給者
- ② 市民税非課税世帯であり、特に生計が困難なため利用料の負担が困難な方
- ③ 生活保護受給者

#### (2) 軽減の対象となるサービス

（介護予防）訪問介護、訪問型サービス、（介護予防）通所介護、通所型サービス、（介護予防）短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※軽減を実施している社会福祉法人のサービスを利用した場合に限ります。

#### (3) 軽減の対象

- ① 上記軽減の対象となるサービスの利用者負担額
- ② 居住費（滞在費）
- ③ 食費

※対象者③生活保護受給者については、個室の居住費のみ軽減の対象となります。また、特別養護老人ホームの旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の方については、ユニット型個室の居住費のみが軽減の対象となります。

#### (4) 利用者負担の軽減割合

- 対象者①の方は、本来の利用者負担額の**2分の1**を軽減  
 対象者②の方は、本来の利用者負担額の**4分の1**を軽減  
 対象者③の方は、本来の利用者負担額の**全額**を軽減

自己負担限度額の適用や、利用者負担の減免・軽減制度を利用する場合、市に申請して認定を受ける必要があります。

# 利用できるサービス

## 介護サービス、介護予防サービスが利用できます

介護保険のサービスでは、要介護1～5の方は介護サービスが、要支援1・2の方は介護予防サービスが、それぞれ利用できます。心身の状態などに合ったサービスを選んで有効に活用してください。

分類	サービスの種類	掲載ページ	対象者				
			要介護者	要支援者	事業対象者		
在宅サービス	通所して利用する	通所介護・通所リハビリテーション・通所型サービス	22 30	○	○	※1	
	訪問を受けて利用する	訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問型サービス 訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導	23 24 30	○	○	※2	
	居宅での暮らしを支える	福祉用具貸与・福祉用具販売 住宅改修	24 25 25	○	○		
	短期入所する	短期入所生活介護・短期入所療養介護	26	○	○		
	在宅に近い暮らしをする	特定施設入居者生活介護	26	○	○		
	施設サービス	施設に入所する	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院	27	○		
地域密着型サービス		訪問・宿泊等	小規模多機能型居宅介護	28	○	○	
		施設に入所する	認知症対応型共同生活介護	28	○	○	
	通所して利用する	認知症対応型通所介護・地域密着型通所介護	28 29	○	○		
	訪問を受けて利用する	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護	29 29	○	○		
訪問・宿泊等	看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	29	○	○			
施設に入所する	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29	○	○			
在宅に近い暮らしをする	地域密着型特定施設入居者生活介護	29	○	○			

※1 事業対象者は通所型サービスのみ ※2 事業対象者は訪問型サービスのみ

## 在宅サービス

※サービス費用のめやすは、自己負担1割で計算しています。

### 要介護1～5の方

**通所介護** 定員19名以上の通所介護施設で他の利用者と一緒に食事、入浴などの日常生活上の支援やレクリエーションなどが受けられます。

#### 受けられるサービスの内容

- 施設への送迎
- 日常生活動作の訓練
- レクリエーションなどの交流活動
- 健康状態の確認



#### ●サービス費用のめやす

通常規模の事業所の場合(5時間以上6時間未満)  
※送迎を含む ( )内は利用者負担

■要介護1～要介護5  
5,670円(567円)～9,790円(979円)

### 要介護1～5の方

#### 通所リハビリテーション

老人保健施設や医療機関等で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを日帰りで行います。



#### ●サービス費用のめやす

(所要時間4時間以上5時間未満)  
※送迎を含む ( )内は利用者負担

■要介護1～要介護5  
5,490円(549円)～9,500円(950円)

### 要支援1・2の方

#### 介護予防通所リハビリテーション

老人保健施設や医療機関等で、共通のサービスとして日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を提供します。

#### ●サービス費用のめやす

(1か月につき) ( )内は利用者負担

■要支援1・2  
20,530円(2,053円)～39,990円(3,999円)

※サービス費用のめやすは、自己負担1割で計算しています。

### 要介護1～5の方

#### 訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴、排泄等の身体介護や調理、掃除などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助(介護タクシー)も利用できます。



#### 受けられるサービスの内容

- 食事や排泄の介助
- 洗顔や歯みがき、入浴の介助
- 体位の変換、就寝や起床の介助
- 移動の介助、通院や外出の付き添い
- 掃除、洗濯、衣類の整理
- 食事の用意や片付け
- 薬の受け取り
- 日用品の買物、ごみ出し

#### ●サービス費用のめやす

( )内は利用者負担

■身体介護(20分以上30分未満)  
2,500円(250円)

■生活援助(20分以上45分未満)  
1,830円(183円)

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算となります。

■乗車・降車等介助(1回)  
990円(99円)

※移送にかかる費用は別途負担となります。

#### 以下のサービスは介護保険の対象とはなりません!

- ×本人以外の家族のための家事 ×草むしりや花木の手入れ ×ペットの世話 ×洗車
- ×大掃除や家屋の修理など日常的な家事の範囲を超えるもの など

訪問を受けて利用する

### 要介護1～5の方

#### 訪問入浴介護

看護師、介護職員が訪問し、入浴設備や簡易浴槽を備えた移動入浴車による入浴介助を行います。



#### ●サービス費用のめやす

( )内は利用者負担

■全身入浴  
12,600円(1,260円)

### 要支援1・2の方

#### 介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。

#### ●サービス費用のめやす

( )内は利用者負担

■全身入浴  
8,520円(852円)

### 要介護1～5の方

#### 訪問看護

疾患等を抱えている方について、訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが居宅を訪問し、主治医と連絡をとりながら療養上の世話や診療の補助を行います。

#### ●サービス費用のめやす

( )内は利用者負担

■訪問看護ステーションから(20分未満)  
3,130円(313円)

■病院または診療所から(20分未満)  
2,650円(265円)

### 要支援1・2の方

#### 介護予防訪問看護

看護師が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



#### ●サービス費用のめやす

( )内は利用者負担

■訪問看護ステーションから(20分未満)  
3,020円(302円)

■病院または診療所から(20分未満)  
2,550円(255円)

利用できるサービス

在宅サービス

利用できるサービス

在宅サービス

通所して利用する

※サービス費用のめやすは、自己負担1割で計算しています。

要介護1～5の方

訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが、訪問によるリハビリテーションを行います。



●サービス費用のめやす

( )内は利用者負担

■ 1回につき	3,070円 (307円)
---------	---------------

要支援1・2の方

介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが訪問し、短期集中的なリハビリテーションを行います。

●サービス費用のめやす

( )内は利用者負担

■ 1回につき	3,070円 (307円)
---------	---------------

要介護1～5の方

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。



●サービス費用のめやす

単一建物居住者1人に対して行う場合 ( )内は利用者負担

■ 医師による指導 (1か月に2回まで)	5,140円 (514円)
----------------------	---------------

要支援1・2の方

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

●サービス費用のめやす

単一建物居住者1人に対して行う場合 ( )内は利用者負担

■ 医師による指導 (1か月に2回まで)	5,140円 (514円)
----------------------	---------------

※医療機関の薬剤師が行う場合は月2回まで、薬局の薬剤師、歯科衛生士等が行う場合は月4回までとなります。  
※医師や歯科医師による訪問診療や投薬、検査、処置などは医療保険の対象となります。

要介護1～5の方

福祉用具貸与

日常生活の自立を助ける用具や機能訓練に用いるための福祉用具を貸し出します。

※事業者ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されます。

福祉用具は正しく利用して初めて効果が得られます。効用と弊害をきちんと理解して、効果を十分に得られる使い方を心がけましょう。

●サービス費用のめやす

レンタル費用の1割～3割が利用者負担となります。

《対象となる用具》

- 車いす ●車いす付属品(クッション、電動補助装置など) ●特殊寝台
- 特殊寝台付属品(サイドレール、マットなど) ●床ずれ防止用具(エアマットなど)
- 体位変換器 ○手すり(据え置き型など工事をとまなわないもの)
- スロープ(工事をとまなわないもの) ○歩行器 ○歩行補助つえ
- 認知症老人徘徊感知機器 ●移動用リフト(住宅の改修が不要なもの、つり具を除く)
- 自動排泄処理装置(要介護4・5の方が対象)

※要介護1、要支援1・2の方は、原則として○の用具のみレンタルできます。



要支援1・2の方

介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち介護予防に役立つものについて貸与を行います。

※サービス費用のめやすは、自己負担1割で計算しています。

要介護1～5の方

特定福祉用具販売

入浴や排泄など、貸与になじまない福祉用具の購入費を支給します。要介護状態区分によらず、年度10万円を上限に、福祉用具の購入費を支給します。

※「福祉用具販売業者に対する指定制度」が導入されています。(指定業者から購入しないと介護保険の対象になりません)  
※事業者ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されます。

福祉用具は正しく利用して初めて効果が得られます。効用と弊害をきちんと理解して、効果を十分に得られる使い方を心がけましょう。

●サービス費用のめやす

購入費の1割～3割が利用者負担となります。ただし、いったん利用者が全額を負担したのち、領収書・パンフレットの写しを添えて介護保険担当窓口申請することで、10万円の限度額内で保険給付(費用の9割～7割)が、あとから支給されます。

《対象となる用具》

- 腰掛け便座 ●特殊尿器 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具
- 排泄予測支援機器



要介護1～5の方

住宅改修費の支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行った場合、改修費用の上限を20万円としてその費用の7割～9割を支給します。

介護保険で住宅改修するときの注意点

- ・必ず工事をする前にケアマネジャーなどに相談し、市へ提出する書類をそろえましょう(事前申請制度)。
- ・信頼できる工事業者を選びましょう。

●サービス費用のめやす

要介護状態区分にかかわらず、現住居につき限度額は20万円となり、その1割～3割を利用者が負担します。いったん改修費用の全額を利用者が負担し、介護保険担当窓口申請することで、保険給付分があとから支給されます。ただし、事前申請時に交付した「給付券」を利用することで、支払い時に1割～3割負担で済む制度を郡山市では行っていますのでご利用ください。

《対象となる主な改修工事》

- ①手すりの取り付け ②段差の解消
- ③滑りの防止、移動の円滑化のための床材の変更
- ④引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤洋式便器などへの便器の取り替えなどの小規模な改修



居宅での暮らしを支える

訪問を受けて利用する

居宅での暮らしを支える

利用できるサービス

在宅サービス

※サービス費用のめやすは、自己負担1割で計算しています。

短期間入所する

要介護1～5の方

短期入所生活介護  
短期入所療養介護  
(ショートステイ)

介護老人福祉施設や介護老人保健施設等で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを行います。

※日常生活上の介護を受ける「生活介護」と、医療上のケアを含む介護を受ける「療養介護」の2種類があります。

●サービス費用のめやす

介護老人福祉施設(併設型・従来型個室)の場合  
(1日につき) ( )内は利用者負担

■要介護1～要介護5  
5,960円(596円)～8,740円(874円)

介護老人保健施設(従来型個室)の場合  
(1日につき) ( )内は利用者負担

■要介護1～要介護5  
7,520円(752円)～9,660円(966円)

要支援1・2の方

介護予防  
短期入所生活介護  
短期入所療養介護  
(ショートステイ)

介護老人福祉施設や介護老人保健施設等で、共通サービスとして日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を提供します。

●サービス費用のめやす

介護老人福祉施設(併設型・多床室)の場合  
(1日につき) ( )内は利用者負担

■要支援1・2  
4,460円(446円)～5,550円(555円)

介護老人保健施設(多床室)の場合  
(1日につき) ( )内は利用者負担

■要支援1・2  
6,100円(610円)～7,680円(768円)

要介護1～5の方

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居中の高齢者が、要支援・要介護状態になったときは、日常生活上で必要な介護や機能訓練などが介護保険で受けられます。



●サービス費用のめやす

(1日につき) ( )内は利用者負担

■要介護1～要介護5  
5,380円(538円)～8,070円(807円)

要支援1・2の方

介護予防  
特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している高齢者が、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を受けられます。

●サービス費用のめやす

(1日につき) ( )内は利用者負担

■要支援1・2  
1,820円(182円)～3,110円(311円)

「共生型サービス」とは?

これまで、障がい福祉サービスを受けていた方が介護保険の対象になると、サービスを受ける事業所を変更するケースが多かったのですが、平成30年4月から介護保険と障がい福祉の制度に「共生型サービス」が位置づけられ、障がいを持った方と高齢者が同一事業所でサービスを受けやすくなる特例が設けられました。

施設サービス

要介護3～5の方

＊生活全般での介護が必要な方

介護老人福祉施設  
(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で、在宅での介護が困難な方のための施設です。食事、入浴、排泄などの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。



●サービス費用のめやす

多床室の場合

(1日につき) ( )内は利用者負担

■要介護3～要介護5  
7,120円(712円)～8,470円(847円)

要介護1～5の方

＊在宅復帰をめざしてリハビリを受けたい方

介護老人保健施設  
(老人保健施設)

病状の安定している方に、医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を提供し、家庭への復帰を支援するための施設です。



●サービス費用のめやす

多床室の場合

(1日につき) ( )内は利用者負担

■要介護1～要介護5  
7,880円(788円)～10,030円(1,003円)

＊長期的な療養と介護を一緒に受けたい方

介護医療院

慢性期の医療と介護の両方のニーズに対応するための施設です。看取り介護やターミナルケアなどにも対応します。



●サービス費用のめやす

多床室の場合

(1日につき) ( )内は利用者負担

■要介護1～要介護5  
8,250円(825円)～13,620円(1,362円)

在宅に近い暮らしをする

利用できるサービス

在宅サービス

利用できるサービス

施設サービス

## 地域密着型サービス

(原則、他市区町村のサービスは利用できません。)

高齢者の方が住み慣れた場所での生活を続けるために、身近な地域ごとに拠点をつくり、支援していくサービスです。

※サービス費用のめやすは、自己負担1割で計算しています。

### 要介護1～5の方

#### 小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系・宿泊系のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。

##### ●サービス費用のめやす

同一建物居住者以外に対して行う場合

(1か月につき) ( )内は利用者負担

■要介護1～要介護5  
104,230円(10,423円)～271,170円(27,117円)

### 要支援1・2の方

#### 介護予防小規模多機能型居宅介護



##### ●サービス費用のめやす

同一建物居住者以外に対して行う場合

(1か月につき) ( )内は利用者負担

■要支援1・2  
34,380円(3,438円)～69,480円(6,948円)

### 要介護1～5の方

#### 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。

##### ●サービス費用のめやす

(1日につき) ( )内は利用者負担

■要介護1～要介護5  
7,640円(764円)～8,580円(858円)

### 要支援2の方 ※要支援1の方は利用できません。

#### 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)



##### ●サービス費用のめやす

(1日につき) ( )内は利用者負担

■要支援2  
7,600円(760円)

### 要介護1～5の方

#### 認知症対応型通所介護

認知症の方を対象に、専門的なケアを提供する通所介護です。

##### ●サービス費用のめやす

(5時間以上6時間未満)

単独型を利用する場合

( )内は利用者負担

■要介護1～要介護5  
8,560円(856円)～12,230円(1,223円)

### 要支援1・2の方

#### 介護予防認知症対応型通所介護



##### ●サービス費用のめやす

(5時間以上6時間未満)

単独型を利用する場合

( )内は利用者負担

■要支援1・2  
7,400円(740円)～8,260円(826円)

### 要介護1～5の方

#### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(定期巡回・随時対応サービス)

訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と、必要に応じて24時間随時対応を行うサービスです。

##### ●サービス費用のめやす

訪問介護・訪問看護を利用する場合

(1か月につき) ( )内は利用者負担

■要介護1～要介護5  
83,120円(8,312円)～296,010円(29,601円)

#### 地域密着型特定施設入居者生活介護

入所定員30人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居する方のための介護サービスです。



##### ●サービス費用のめやす

(1日につき) ( )内は利用者負担

■要介護1～要介護5  
5,420円(542円)～8,130円(813円)

#### 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する方のための介護サービスです。

※新規入所は原則要介護3以上となります。

##### ●サービス費用のめやす

(ユニット型個室)

(1日につき) ( )内は利用者負担

■要介護1～要介護5  
6,610円(661円)～9,420円(942円)

#### 地域密着型通所介護

入所定員18人以下の小規模なデイサービスセンター等で、入浴や排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。



##### ●サービス費用のめやす

(5時間以上6時間未満) ( )内は利用者負担

■要介護1～要介護5  
6,550円(655円)～11,300円(1,130円)

#### 夜間対応型訪問介護

24時間安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護サービスです。



##### ●サービス費用のめやす

オペレーションセンターを設置している場合

( )内は利用者負担

■基本夜間対応型訪問介護  
1か月につき 10,250円(1,025円)

■定期巡回サービス  
1回 3,860円(386円)

■随時訪問サービス  
1回 5,880円(588円)

#### 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

小規模多機能型居宅介護のサービスに加えて、必要に応じて訪問看護の複数のサービスも提供されます。サービス間の調整が行いやすくなり、柔軟なサービスが受けられるようになります。

##### ●サービス費用のめやす

同一建物居住者以外に対して行う場合

(1か月につき) ( )内は利用者負担

■要介護1～要介護5  
124,380円(12,438円)～313,860円(31,386円)

※「夜間対応型訪問介護」は令和5年4月1日現在、郡山市内に事業所はありません。

### ◆介護サービスの苦情・相談があるときは…

介護(介護予防)サービスを利用して、困ったことや相談したいことがあったら、早めに事業者と話して解決するようにしましょう。介護保険の介護サービスを利用する方は、利用する居宅介護支援事業者のケアマネジャーに、介護予防サービスを利用する方は、高齢者あんしんセンターの保健師等に相談してみましょう。

#### ●それでも改善されない場合には

介護保険課にご相談ください。また、都道府県単位で設置されている国民健康保険団体連合会に申し立てることもできます。



## 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援1・2、事業対象者向けのホームヘルプサービス、デイサービスを行う介護予防・生活支援サービス事業と、すべての高齢者を対象とした一般介護予防事業です。

※サービス費用のめやすは、自己負担1割で計算しています。

- 対象者**
- ①要支援1・2の認定を受けた方
  - ②事業対象者の確認を受けた方  
(65歳以上の第1号被保険者のみが対象)



### サービス内容

#### ●訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）

利用者が自宅では困難な行為について、ホームヘルパーによるサービスが利用できません。

●サービス費用のめやす  
(1か月につき) ( )内は利用者負担

■要支援1・2、事業対象者  
週1回程度の利用 11,760円(1,176円)

#### ●通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）

通所介護施設で、日常生活の支援などの基本的サービスや、その方の目標にあわせた「選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔ケア)」などを行います。

●サービス費用のめやす  
(1か月につき) ( )内は利用者負担

■要支援1・2、事業対象者  
16,720円(1,672円)～34,280円(3,428円)

#### ●訪問型サービス（基準緩和サービス）

有資格者以外の者も提供が可能な、日常の掃除、洗濯などの家事支援のサービスを行います。

●サービス費用のめやす  
(1か月につき) ( )内は利用者負担

■要支援1・2、事業対象者  
週1回程度の利用 8,230円(823円)

#### ●通所型サービス（基準緩和サービス）

体操、レクリエーション、趣味活動などのミニデイサービスを比較的短時間で行います。

●サービス費用のめやす  
(1か月につき) ( )内は利用者負担

■要支援1・2、事業対象者  
週1回程度の利用 11,700円(1,170円)

#### ●訪問型サービス（短期集中訪問型サービス）

訪問型サービス(介護予防訪問介護相当サービス)や、通所型サービス(介護予防通所介護相当サービス)の利用が困難な方に対し、保健師及び看護師等が対象者の居宅を訪問し、個別による相談や指導を実施します。

●サービス費用  
無料

要支援・要介護状態の有無にかかわらず、すべての高齢者を対象に行われます。高齢者自身も事業の担い手として参加し、地域のコミュニティを活性化する役割を期待されています。



**対象者** 65歳以上(第1号被保険者)のすべての方

### 事業内容の例

#### ●介護予防把握事業

閉じこもり等、何らかの支援を要する方を把握して、介護予防活動へつなげます。

#### ●介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及や啓発を行います。

#### ●地域介護予防活動支援事業

住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

#### ●一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画における目標値の達成状況等を検証して、一般介護予防事業の評価を行います。

#### ●地域リハビリテーション活動支援事業

住民主体の通いの場(いきいき百歳体操など)や訪問指導などで、リハビリテーション専門職等による助言等を実施します。



### 一般介護予防事業






# その他の介護予防・生活支援サービス

高齢者の方が住み慣れた地域社会の中で健康で生きがいを持ち、生活し続けられるよう、高齢者の介護予防・生活支援を目的として、次のようなサービスを実施しています。


## 1 高齢者健康長寿サポート事業 (健康長寿課)

70歳以上の方に、健康増進や社会参加の促進を図るため、下記の助成内容に使用できる利用券を交付します。

助成額	70歳～74歳まで 500円の利用券を、年間10枚を限度として助成 75歳以上 500円の利用券を、年間16枚を限度として助成
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>市指定のはり・きゅう・マッサージ等の施術料</li> <li>市指定の市内の温泉等の日帰り入浴または宿泊料金</li> <li>郡山しんきん開成山プール及び郡山ユラックス熱海内温水プールのプール使用料金</li> <li>福島交通が発行するIC乗車券への入金等(75歳以上のみ)(湖南地区では会津乗合自動車が発行する回数券の購入)</li> <li>郡山地区ハイヤー・タクシー協同組合加盟各社及び市指定の福祉限定タクシー事業者の利用料金(75歳以上のみ)</li> <li>けんしん郡山文化センターの一部コンサート等の入場料</li> <li>まるごとけんこう財団の健康づくり事業の参加料(健康診査以外)</li> </ul> 


## 2 高齢者にやさしい住まいづくり助成 (健康長寿課)

介護保険の要支援・要介護認定を受けていない高齢者が、手すりの取付けや段差の解消など軽易な住宅改修を行った場合、その改修費の一部を助成します。

対象者	65歳以上の在宅の市民税非課税または市民税が均等割のみ課税の高齢者で、介護保険の要支援・要介護認定を受けていない方(生計中心者の所得制限があります。また、本人及び生計中心者が市税等を完納していること。)
助成額	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人及び世帯員全員が市民税非課税の方は、改修工事費の9/10の額で <b>18万円を限度に助成</b></li> <li>本人が市民税非課税で、世帯員が市民税課税の方は、改修工事費の5/10の額で <b>10万円を限度に助成</b></li> <li>本人が市民税均等割のみ課税されている方は、改修工事費の4/10の額で <b>8万円を限度に助成</b></li> </ul> 
対象工事	手すりの取付、段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更、引き戸等への扉の変更、和式から洋式便器への取替 ※申請には、高齢者あんしんセンター相談員が作成する「住宅改修意見書」が必要となります。ご利用を希望される方は、工事を行う前に地区担当の高齢者あんしんセンターにご相談ください。

## 3 いきいきデイクラブ (地域包括ケア推進課)

家への閉じこもり防止や心身機能の維持向上を図るため、昼間、老人福祉センターや地域交流センターなどで入浴や食事の提供、レクリエーションなどを行います。

対象者	事業対象者・要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の在宅の高齢者で、日常生活が自立している方
利用料	1回(4時間程度)当たり1,200円
サービス提供場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中央老人福祉センター(総合福祉センター)</li> <li>●逢瀬荘 ●寿楽荘 ●サニー・ランド湖南</li> <li>●日和田、三穂田、中田、西田、喜久田、田村の各地域交流センター</li> </ul> 

## 4 はり・きゅう・マッサージ等施術費助成 (地域包括ケア推進課)

寝たきりまたは認知症高齢者を介護している60歳以上の方に、健康保持・疲労回復を図るため、施術費の一部を助成します。

対象者	<p>以下のような要援護高齢者の方を同居で介護している60歳以上(年度内に60歳に達する方を含む)の方</p> <p><b>要援護高齢者の方</b></p> <p>市内に住所を有する、65歳以上の在宅の方で、要介護1以上の認定を受けた方のうち、要介護認定調査の結果または主治医の意見書において次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準によりランクBまたはランクCと判定され、今後もその状態が継続すると認められる方</li> <li>認知症高齢者の日常生活自立度判定基準によりランクⅢa、Ⅲb、ⅣまたはMと判定され、今後もその状態が継続すると認められる方</li> </ul>
助成額	年間12,000円の範囲内(1,000円×12枚以内)
対象施術	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師などのうち、市が指定した者が行う施術

## 5 日常生活用品の給付 (地域包括ケア推進課)

介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の在宅高齢者等に介護用品給付券を支給し、紙おむつなどの介護用品の購入費用を助成します。

申請の際は、担当のケアマネジャーか高齢者あんしんセンター職員による証明を受ける必要があります。なお、介護用品給付券と家族介護用品給付券との併用はできません。

種類	内容	対象者
介護用品給付券	1枚 3,000円分 (年額36,000円を限度として助成)	介護保険の要介護1～5に認定されていて、かつ市民税が非課税の方
家族介護用品給付券	1枚 6,000円分 (年額72,000円を限度として助成)	要介護4・5に認定された高齢者を介護していて、かつ同居者全員の市民税が非課税の方

## 6 緊急通報装置の貸与

(地域包括ケア推進課)

65歳以上の心身に支障がある一人暮らしの高齢者や、一方が介護の必要な状態となっている高齢者のみの世帯に、緊急時に受信センターへ通報ができる機器を貸し出します。

申請の際には、担当のケアマネジャーか高齢者あんしんセンター職員が作成する「調査書」が必要となります。

対象者	同一敷地内、またはその隣接地に、二親等以内の親族がいない方で、次に掲げる(1)または(2)に該当する方 (1)心身に支障がある一人暮らしの高齢者 (2)高齢者世帯のうち、一方が要介護または要支援認定を受けた世帯
貸与機器	以下のどちらかを貸与します。併用はできません。 ①緊急通報装置本体、無線ペンダント、火災センサー、安否確認センサー ②見守り電球
利用料	無料 ※通信料は自己負担



## 7 寝具洗濯乾燥サービス

(地域包括ケア推進課)

在宅で体が不自由な高齢者及び寝たきり高齢者に対し、布団の洗濯、乾燥消毒等のサービスを行います。

申請の際には、担当のケアマネジャーか高齢者あんしんセンター職員が作成する「調査書」が必要となります。

対象者	65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯に属する方で、心身の障害等により寝具類の衛生管理が困難な方
助成品目	掛布団・敷布団・毛布のみ
助成額	3,500円の利用券を年1回交付 ※超過分は自己負担



## 8 訪問理美容サービス

(地域包括ケア推進課)

理容店や美容室に出向くことが困難な寝たきり高齢者等に対し、自宅でこれらのサービスが受けられるよう、理容師、美容師の訪問出張にかかる費用を助成します。

申請の際には、担当のケアマネジャーか高齢者あんしんセンター職員が作成する「調査書」が必要となります。

対象者	65歳以上の在宅の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯に属する方で、心身の障害等により理容店、美容室に出向くことが困難な高齢者
助成額	訪問出張にかかる経費 (1回1,500円の利用券を年4枚を限度として助成)



## 9 高齢者在宅生活支援

(地域包括ケア推進課)

住み慣れた自宅で生活を継続することができるよう、日常生活上の支援を必要とする高齢者に対し、その支援に係る費用の一部を助成します。

対象者	75歳以上の在宅の高齢者で、一人暮らしまたは高齢者のみの世帯に属する方 ※同一敷地内に65歳未満の親族が居住している場合は、対象外となります。
利用料	1回1,000円(1時間) 【利用券1枚600円、利用者負担金400円】
助成額	1枚600円の利用券を、年12枚を限度として交付
支援内容	支援できるのは下記の軽易な手作業に限ります。 ①清掃作業(住居内外の手入れ、整理・整頓)、庭の除草(草の処分を除く。) ②その他家事支援(食料品等生活必需品の買い物、電球の交換、その他住居内の軽易な作業) ※事業対象者、要支援、要介護認定を受けている方は、介護保険法で定めるホームヘルプサービス以外の支援作業にご利用いただけます。

## 10 配食サービス

(地域包括ケア推進課)

在宅の栄養改善の必要がある高齢者及び寝たきり高齢者などに対して、栄養状態の改善と安否確認を目的として、昼食の宅配を行います。

申請の際には、担当のケアマネジャーまたはお住まいの地区の高齢者あんしんセンターにご相談ください。

対象者	65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯に属する方で、食事の調理が困難な方
利用料	1食当たり400円



## 11 介護マーク普及事業

(地域包括ケア推進課)

介護者が、安心して要介護者の介護をすることができる環境を整備するとともに、介護者を温かく見守り、要介護者を地域で支え合う社会づくりを推進するため、介護マークを交付します。

対象者	郡山市に住所を有する40歳以上で介護保険の要介護認定等を受けている方を介護している方
利用料	無料



### 利用の仕方

ご紹介したサービスを利用するときは、事前の申請が必要です。

- 問い合わせ窓口
- 1～2の内容について…健康長寿課(☎924-2401)
  - 3～11の内容について…地域包括ケア推進課(☎924-3561)

# 高齢者のための健康づくり教室について

高齢者の方々がいつまでも元気で自分らしい生活を続けていくための「**高齢者のための健康づくり教室**」を開催します。積極的に参加し、健康づくりにこころがけましょう。

介護予防のための  
**運動**  
に関する教室

介護予防のための  
**栄養**  
に関する教室

介護予防のための  
**口腔機能**  
に関する教室

介護予防のための  
**認知症予防**  
に関する教室

※「広報こおりやま」等で日程等お知らせしています。

また、地区の要望に応じ開催できる市政きらめき出前講座もご利用ください。

講座名 **いきいき健康長寿大作戦** 内容 **介護予防について**

# 認知症の方とご家族を支える事業について

認知症の方やそのご家族が、安心して住み慣れた自宅で生活することができるよう、その在宅生活を支える事業を行っています。

## 1 認知症高齢者等家族支援

(地域包括ケア推進課)

### ●位置情報探索機器の貸与

対象者	認知症高齢者等を介護している家族の方
支援内容	認知症高齢者等を介護している家族に対して、人工衛星探索システム(GPS)により、認知症高齢者等の所在が確認できる機器を貸し出します。
利用料	<b>位置情報提供料</b> ●電話 1回当たり200円(税別) ●インターネット(パソコン・携帯電話利用)の場合 1回100円(税別)(毎月2回まで無料)



### ●QRコードの配付

対象者	認知症高齢者等を介護している家族の方
支援内容	認知症高齢者等が行方不明となった際に、スマートフォン等で読み取ることにより緊急連絡先等が確認できる、衣服等に貼り付けられるQRコードを配付します。
利用料	<b>QRコード</b> ●QRコード1セット(シールタイプのもので布製のものを)を無料で配付(QRコードを追加で希望する場合は、利用者負担となります。)

### ●認知症高齢者SOS見守りネットワーク

対象者	認知症等で行方不明となる可能性のある高齢者等
支援内容	事前に登録し、行方不明となったときに警察と地域の関係機関、事業所が協力し、速やかに保護します。

## 2 つながる(認知症支援ガイド)

認知症の方だけでなく、そのご家族や周囲の方々も安心して暮らせるよう、認知症に関する相談先などの情報をご紹介します。



## 3 認知症地域支援推進員

認知症の方への、状態に応じた適切なサービス提供のため、関係機関との連携支援や、地域における支援体制をつくる役割を担います。高齢者あんしんセンターに配置しています。

## 4 認知症カフェ(オレンジカフェ)

認知症の方とその介護者の方の交流を図り、相談に対応するなど、認知症の方と介護者の方を支援するカフェです。地域の方など、どなたでも利用できます。

## 5 認知症初期集中支援チーム

認知症の方、またはその疑いのある方のお宅を訪問し、認知症についての心配ごとやお困りごとをお聞きし、ご本人やご家族の状況に合わせた病院の受診やサービス利用、ご家族の介護負担軽減等の支援を行います。

## 6 認知症サポーター養成講座

認知症についての知識や具体的な対応等を広く市民の皆様にご覧いただくための講座です。認知症の方や家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」を増やし、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」を推進しています。

## 7 ヘルプカード

認知症の方が日常生活の中で、思いや希望を伝えるための、ヘルプカードを配付します。

## 認知症に関する相談・お問い合わせは

郡山市地域包括ケア推進課(☎924-3561)

または、市内各高齢者あんしんセンター(巻末連絡先参照)まで

# 高齢者あんしんセンター (地域包括支援センター)のご案内

高齢者あんしんセンターは、介護や健康、医療などさまざまな面から、地域で暮らす高齢者のみなさんを支えるための拠点です。

## 高齢者のみなさんの生活を支援します

### 総合相談支援業務

#### 相談や悩みにお応えします

高齢者のみなさんやご家族、地域の人からの相談や悩みにお応えし、情報の提供やサービスの紹介をします。介護や健康のことだけでなく、生活全般についてなんでもご相談ください。



### 介護予防ケアマネジメント業務

#### 自立して暮らせるよう支援します

高齢者のみなさんが自立して生活できるように、生活のしかたやサービスの利用などについて助言・紹介するなど、みなさんの今の状態に合った健康づくりや介護予防のお手伝いをします。



### 権利擁護業務

#### 虐待の不安などから権利を守ります

安心して日常生活を送れるよう、高齢者のみなさんの権利を守る取り組みをします。たとえば、成年後見制度の紹介や虐待の早期発見、消費者被害の未然防止などに対応します。



### 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

#### 地域の連携・協力体制を支えます

高齢者のみなさんが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、ケアマネジャーの指導・支援など、地域のさまざまな機関・専門家と連携・協力できる体制づくりに取り組みます。



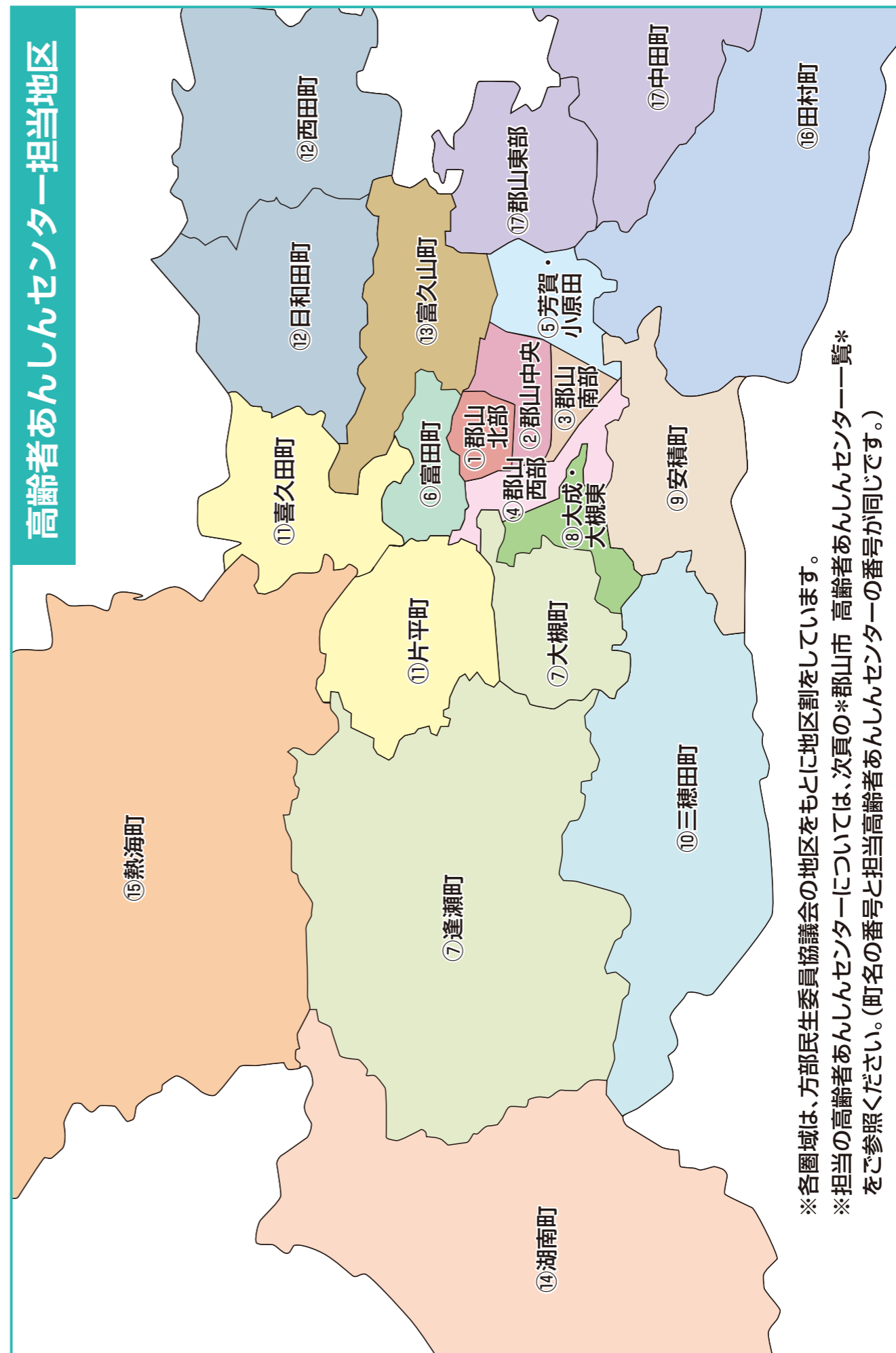
### 要支援や要介護の認定を受けていない方も利用できます

高齢の方であれば誰でも、高齢者あんしんセンターを利用することができます。高齢者あんしんセンターでは、主に介護予防を目的として、さまざまな情報の提供や支援を行っています。ほかにも、地域の実情に合わせて取り組みを進めていますので、なんでもお気軽にお問い合わせください。

## 高齢者あんしんセンターに関するお問い合わせは

郡山市地域包括ケア推進課 (☎ 924-3561)

## 高齢者あんしんセンター担当地区



※各圏域は、方部民生委員協議会の地区をもとに地区割をしています。  
 ※担当の高齢者あんしんセンターについては、次頁の\*郡山市 高齢者あんしんセンター\*を一覧\*  
 をご参照ください。(町名の番号と担当高齢者あんしんセンターの番号が同じです。)

# \* 郡山市 高齢者あんしんセンター一覧 \*

(令和5年4月1日現在)

センター名	電話	ファックス	担当地域	所在地
①郡山北部高齢者あんしんセンター	931-3032	927-7187	桃見台・大島	並木二丁目 12-7 (いがらし内科外科クリニック内)
②郡山中央高齢者あんしんセンター	925-5858	925-5554	金透・薫・赤木・芳山	鶴見坦一丁目 6-36 橋本地所鶴見坦ビル 102号
③郡山南部高齢者あんしんセンター	991-5811	991-5812	橋・三中・桜・久留米	香久池一丁目 18-11 (寿泉堂香久山病院敷地内)
④郡山西部高齢者あんしんセンター	923-6221	923-6228	開成・桑野の一部	島二丁目 9-18 (桑野協立病院内)
⑤芳賀・小原田高齢者あんしんセンター	941-1121	954-3040	芳賀・小原田	昭和二丁目 17-2
⑥富田高齢者あんしんセンター	935-0522	934-1070	富田町・希望ヶ丘・ 小山田・桑野の一部	字上亀田 1-1 (郡山市医療介護病院内)
⑦大槻・逢瀬高齢者あんしんセンター	962-3945	962-3901	大槻町・逢瀬町	大槻町字西勝ノ木 5-1 (特別養護老人ホームおおつき内)
⑧大成・大槻東高齢者あんしんセンター	962-7013	962-7014	大成・大槻東	鳴神三丁目 110 (郡山整形外科内)
⑨安積高齢者あんしんセンター	946-9088	946-9089	安積町	安積町笹川字日光池西 6-1 (コムニタあさか内)
⑩三穂田高齢者あんしんセンター	946-1527	954-3800	三穂田町	安積町成田字漆山 50 (あさかの杜クリニック敷地内)
⑪片平・喜久田高齢者あんしんセンター	962-0354	951-0767	片平町・喜久田町	片平町字妙見館 1-1 (特別養護老人ホーム星ヶ丘ホーム内)
⑫日和田・西田高齢者あんしんセンター	958-6878	958-6323	日和田町・西田町	日和田町梅沢字丹波山 3-2 (総合南東北福祉センター内)
⑬富久山高齢者あんしんセンター	934-5340	934-5536	富久山町	八山田七丁目 136 (介護老人保健施設ゴールドメディア内)
⑭湖南地区高齢者あんしんセンター	992-0291	992-0292	湖南町	湖南町舟津字小磯 5112-1 (ケアハウスグリーンライフ小磯内)
⑮熱海高齢者あんしんセンター	984-6868	984-3107	熱海町	熱海町熱海五丁目 240 (太田熱海病院内)
⑯田村高齢者あんしんセンター	955-4013	965-1156	田村町	田村町岩作字穂多礼 216-1 (介護老人保健施設 紫泉の里敷地内)
⑰郡山東部・中田高齢者あんしんセンター	956-8200	956-6900	東部・中田町・緑ヶ丘	安原町字谷津 171-1 (特別養護老人ホーム光の森の丘敷地内)

郡山市では、高齢者あんしんセンターの統括支援を行うため、  
基幹型地域包括支援センターを地域包括ケア推進課内に設置しています。

郡山市地域包括ケア推進課 ☎ 024-924-3561 FAX 024-934-8971

## ◆ 介護サービスの苦情・相談があるときは… ◆

介護（介護予防）サービスを利用して、困ったことや相談したいことがあったら、早めに事業者と話して解決するようにしましょう。

介護保険の介護サービスを利用する方は、利用する居宅介護支援事業者のケアマネジャーに、介護予防サービスを利用する方は、高齢者あんしんセンターの保健師等に相談してみましょう。

### ●それでも改善されない場合には

介護保険課にご相談ください。また、都道府県単位で設置されている国民健康保険団体連合会へ申し立てることもできます。



令和5年5月発行

郡山市保健福祉部介護保険課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

●要介護認定に関すること

☎ 024-924-3074

FAX 024-934-8971

✉ kaigohoken@city.koriyama.lg.jp

●その他のこと

☎ 024-924-3021



植物油インキを使用しています。  
G14006 ②



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル  
デザインフォントを採用しています。

禁無断転載 ©ライズファクトリー